

第 9 回 定時株主総会

招 集 ご 通 知

**ANY
COLOR**

■ **開催日時** 2026年7月28日（火曜日）午前10時
受付開始 午前9時

■ **開催場所** 東京都港区赤坂九丁目7番2号
東京ミッドタウン・ホールB
（ミッドタウン・イースト内）

■ **議 案** 第1号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く。）3名選任
の件
第2号議案 取締役（監査等委員である
取締役及び社外取締役を除
く。）に対する譲渡制限付
株式の付与のための報酬改
定の件

証券コード 5032

2026年7月10日

(電子提供措置の開始日 2026年7月6日)

株 主 各 位

東京都港区赤坂九丁目7番2号

ミッドタウン・イースト11F

A N Y C O L O R 株 式 会 社

代表取締役CEO 田 角 陸

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.anycolor.co.jp/ir/meeting>



また、電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「A N Y C O L O R」又は「コード」に当社証券コード「5032」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、「株主総会招集通知／株主総会資料」ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、いずれかの方法での議決権の行使をお願い申し上げます。議案の内容は、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイト上の「第9回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載のとおりでございますので、同書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。後述のご案内に従って2026年7月27日（月曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。2026年7月18日（土）20時～7月19日（日）23時の間はシステムメンテナンスを実施するため、インターネット（「スマート行使®」を含む）による議決権行使の取扱いを休止させていただくこととなりました。インターネットにより議決権を行使される場合には、メンテナンス日時を避けてご利用いただきますようお願い申し上げます。株主の皆様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

- 記
1. 日 時 2026年7月28日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都港区赤坂九丁目7番2号
東京ミッドタウン・ホールB（ミッドタウン・イースト内）
3. 目的事項 第9期（2025年5月1日から2026年4月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件
報告事項
決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）
に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

4. 議決権の行使についてのご案内

- (1) インターネット等による議決権行使の場合
インターネット等により議決権を行使される場合には、後記5頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2026年7月27日（月曜日）午後5時までに行使くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 書面（郵送）による議決権行使の場合
本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年7月27日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。議案につき賛否が表示されていない場合には、賛成としてお取扱いいたします。
- (3) 複数回議決権を行使された場合
書面（郵送）とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本株主総会におきましては、「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」を導入しており、当日会場にご来場いただけない株主様も、インターネットの手段を用いて、株主総会当日の議事進行の様子をライブ配信でご確認いただくことができます。また、インターネットによる事前質問も受け付けております。具体的な内容については、それぞれ後記6頁及び7頁にてご案内しておりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

◎当社は、法令及び定款第16条の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、次に掲げる事項を書面交付請求をされた株主様に交付する書面には記載しておりません。したがって、電子提供措置事項記載書面に記載の内容は、監査等委員会が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、計算書類及び会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした計算書類の一部であります。

① 事業報告の「新株予約権等に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

② 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

◎電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.anycolor.co.jp/ir/meeting>）及び東京証券取引所ウェブサイト（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）において、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年7月28日（火曜日）  
午前10時（受付開始:午前9時）



### インターネット等で議決権 を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年7月27日（月曜日）  
午後5時入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年7月27日（月曜日）  
午後5時到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

#### 第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

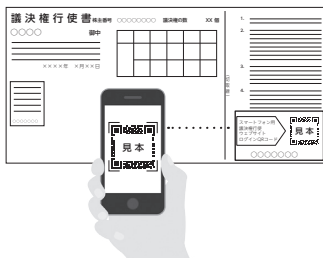
- ・インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

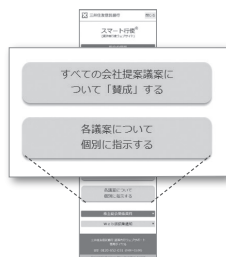
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



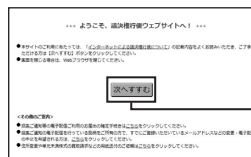
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

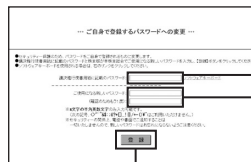
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。  
2026年7月18日(土) 20時~7月19日(日) 23時の間はウェブサイトのメンテナンス作業のため取扱い休止となります。

## インターネットによる事前質問受付のご案内

ご来場いただけない株主様のために、インターネットによる事前質問受付ウェブサイトを開設いたしました。パソコン、スマートフォンで以下のURLを入力していただくか、二次元コードを使ってサイトにアクセスし、質問をご記入ください。

事前質問受付ウェブサイト：

<https://anycolor.premium-yutaiclub.jp/>



### 【ご注意】

質問の受付時間は2026年7月13日（月曜日）午前9時から2026年7月24日（金曜日）午後5時までとさせていただきます。一人2問（1問につき200文字まで）、ご入力いただくことが可能です。

頂戴しました質問につきましては、事務局にて取りまとめのうえ、総会会場にて回答いたしますが、質問全てに回答できない場合があることをあらかじめご了承ください。

### 【上記お手続きがご不明な場合】

ヘルプデスク：0120-980-965 までご連絡くださいますよう、お願いいたします。  
（受付時間 9：00～17：00 土日祝祭日を除く）

## 株主総会動画ライブ配信のご案内

定時株主総会の模様をインターネットでご視聴される場合は、以下のウェブサイトからアクセスいただきますようお願い申し上げます。

ライブ中継用ウェブサイト：

<https://anycolor.premium-yutaiclub.jp/>

2026年7月28日（火曜日）午前10時からライブ中継開始  
（同日午前9時30分よりアクセス可能となります。）



ご視聴される場合は、以下の項目の入力が必要です。

ID                   ：本招集ご通知とあわせてお送りする議決権  
行使書用紙に記載されている株主番号（9  
桁）

※議決権行使書を郵送する前にお手元に控  
えていただくことをお勧めいたします。

パスワード：2026年4月末日現在の株主名簿に記録さ  
れた郵便番号（ハイフン除く7桁）

議決権行使書

株主番号

議決権行使書用紙

株主番号

郵便番号

ログイン

株主番号 必須 (7桁数字)

郵便番号 必須 (7桁数字・ハイフン無し)

### 【ご注意】

- ◎株主番号と郵便番号を入力するため、開始時間よりも早めにアクセスされることをお勧めします。
- ◎ご使用の機器や通信環境によってはご視聴いただけない場合がございます。
- ◎ご視聴いただくための通信料金等は、株主様のご負担になります。
- ◎本株主総会のライブ配信の視聴は会社法上の株主総会への出席とは取り扱われませんので、会社法上の質問や動議はできません。会社法上の質問や動議を提出する可能性のある株主様は会場での株主総会へご出席くださいますよう、お願い申し上げます。
- ◎本株主総会のライブ配信をご視聴いただく場合、議決権行使は書面（郵送）又はインターネット等により事前に済ませていただきますよう、お願いいたします。

### 【上記お手続きがご不明な場合】

ヘルプデスク：0120-980-965 までご連絡くださいますよう、お願いいたします。  
（受付時間 9：00～17：00 土日祝祭日を除く）

# 事業報告

(2025年5月1日から)  
(2026年4月30日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社は「魔法のような、新体験を。」というコーポレート・ミッションのもと、新しいエンターテインメントを提供する会社として、VTuberグループ「にじさんじ」の運営を主軸としたエンターテインメント領域での事業展開を行っております。

当社のVTuberビジネスは、主にYouTubeにおけるライブ配信動画を中心とした動画配信活動によるライブストリーミング領域、当社がIPを有するVTuberのオリジナルグッズや音声を録音したデジタル商品の販売を行うコマース領域、当社所属のVTuberが出演する、音楽をはじめとしたイベントを主催するイベント領域、企業からのタイアップ広告、IPライセンス、メディア出演等の案件であるプロモーション領域の4領域で構成されております。

VTuberグループ「にじさんじ」及び「NIJISANJI EN」に所属するVTuber数は179名（前事業年度比9名増）となりました。また、「にじさんじオフィシャルストア」や「にじさんじFAN CLUB」等の利用の際に必要なIDであるANYCOLOR IDは2,033千ID（前事業年度比20.6%増）となりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高55,681百万円（前事業年度比29.9%増）、営業利益20,172百万円（前事業年度比23.9%増）、経常利益20,197百万円（前事業年度比24.6%増）、当期純利益14,091百万円（前事業年度比22.4%増）となりました。

#### 領域別売上高

| 事業区分         | 第8期<br>(2025年4月期)<br>(前事業年度) |       | 第9期<br>(2026年4月期)<br>(当事業年度) |       | 前事業年度比 |       |
|--------------|------------------------------|-------|------------------------------|-------|--------|-------|
|              | 金額                           | 構成比   | 金額                           | 構成比   | 金額     | 増減率   |
| ライブストリーミング領域 | 5,055百万円                     | 11.8% | 5,601百万円                     | 10.1% | 546百万円 | 10.8% |
| コマース領域       | 27,842                       | 64.9  | 38,092                       | 68.4  | 10,250 | 36.8  |
| イベント領域       | 2,820                        | 6.6   | 4,087                        | 7.3   | 1,266  | 44.9  |
| プロモーション領域    | 7,059                        | 16.5  | 7,874                        | 14.1  | 815    | 11.5  |
| その他領域（注）     | 98                           | 0.2   | 26                           | 0.0   | △72    | △73.4 |
| 合計           | 42,876                       | 100.0 | 55,681                       | 100.0 | 12,805 | 29.9  |

（注）その他領域には、中国でのVTuberビジネス等を含んでおります。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施しました設備投資の総額は、354百万円であります。  
その主なものは、情報機器、金型、スタジオ関連機材であります。

③ 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分             | 第 6 期<br>(2023年4月期) | 第 7 期<br>(2024年4月期) | 第 8 期<br>(2025年4月期) | 第 9 期<br>(当事業年度)<br>(2026年4月期) |
|-----------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)     | 25,341              | 31,995              | 42,876              | 55,681                         |
| 経 常 利 益 (百万円)   | 9,448               | 12,341              | 16,214              | 20,197                         |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 6,698               | 8,725               | 11,510              | 14,091                         |
| 1株当たり当期純利益 (円)  | 110.78              | 139.63              | 188.57              | 231.61                         |
| 総 資 産 (百万円)     | 18,473              | 25,076              | 29,143              | 36,502                         |
| 純 資 産 (百万円)     | 13,258              | 19,716              | 21,968              | 26,963                         |
| 1株当たり純資産 (円)    | 214.54              | 315.69              | 359.74              | 449.75                         |

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は銭未満を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
3. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づいて算出しております。
4. 2023年7月14日開催の取締役会決議により、2023年8月1日付で株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

### (3) 対処すべき課題

#### ① サービスの健全性の確保

当社では、健全なコンテンツを発信していくことが、中長期的にはファンや顧客企業の獲得・蓄積に資すると考えており、当社に所属するライバーに対するコンプライアンス研修やコンテンツ管理に注力しております。また、SNS等の普及により、インターネット上でのクリエイターに対する誹謗中傷等が社会的に問題となっております。当社では、所属するライバー等をそうした脅威から保護するための体制の強化を進めてまいります。

#### ② サービスの認知度向上

当社が今後も高い成長率を持続していくためには、VTuber及び「にじさんじ」の認知度を向上させ、継続的に新規ファンを獲得していくことが必要不可欠であると考えております。これまでの活動を通じて、10代後半から20代前半の方々を中心に主には若年層の方々の間で一定の認知が広がってきているものの、更に幅広い層のファンを獲得するために、SNSを中心としたマーケティングや広報活動の拡充を推進してまいります。

#### ③ ライバーの発掘と育成

当社にとって、所属するライバーの育成と、新規でのライバーの発掘は事業上の根幹をなすものとなっております。当社は現在所属しているライバーに向けて、動画やコンテンツの制作に係る支援や企業案件の獲得、視聴者やファンの増加のための各種サポートを引き続き一層強化するとともに、VTuberの世界観やキャラクターデザインの改善等、様々な取り組みを継続してまいります。また、未来のライバーの発掘や育成のために、これまでに実施しているオーディションの形にとらわれず、様々な可能性を追求してまいります。

#### ④ 新技術への対応

当社は、技術の発達によりエンターテインメントにおける新たな方法による表現が可能になり、ファンの方々に提供できる体験を進化させることができるという認識のもと、新技術への対応を適時に行うことが重要な課題であると考えております。したがって、当社では、VRやAR等を含む、近年において次々と登場する新技術に対応すべく、必要な対応や投資を積極的に行ってまいります。

#### ⑤ 優秀な人材の採用と育成

当社の継続的な成長には、事業拡大に応じた優秀な人材を採用するとともに、組織体制を整備していくことが重要であると考えております。当社のコーポレート・ミッションに共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が働きやすい環境の整備や人事制度の構築を行ってまいります。また、採用後も、当社で存分

に力を発揮することを後押しするために、業務を通じたトレーニングの他、研修制度等の充実にも努めてまいります。

#### ⑥ 海外市場の開拓

当社では現在、英語圏及び中国を中心に海外でもVTuberビジネスを展開しておりますが、これらの地域におけるVTuberの普及は発展途上の段階であり、積極的に事業拡大を図っていく中で、海外におけるVTuberの浸透に努めてまいります。また、現在進出していない国・地域におけるVTuberビジネスの可能性についても、継続的に検討してまいります。

#### ⑦ 情報管理体制の強化

当社では、所属ライバーや顧客に関する個人情報を保有しており、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。今後も社内規程の厳格な運用や、役職員に対する定期的な社内教育の実施、情報セキュリティシステムの整備等に取り組み、一層の情報管理体制の強化、徹底を図ってまいります。

#### ⑧ 内部管理体制の更なる強化

当社の更なる成長のためには、業務の効率化や、事業の規模やリスクに応じた内部管理体制の更なる強化が重要な課題であると認識しております。今後も、事業上のリスクを適切に把握・分析したうえで、リスク管理規程やコンプライアンス規程等の改定、社内教育の充実等を通じて、適正な内部管理体制の整備に取り組んでまいります。

### (4) 主要な事業内容（2026年4月30日現在）

| 事業区分         | 事業内容                                                  |
|--------------|-------------------------------------------------------|
| ライブストリーミング領域 | YouTube他配信プラットフォームにおける所属バーチャルYouTuber（VTuber）の配信サポート等 |
| コマース領域       | 所属VTuberのキャラクター商品販売等                                  |
| イベント領域       | 所属VTuberのイベントの主催等                                     |
| プロモーション領域    | タイアップ広告、IPライセンス、メディア出演                                |
| その他領域        | 中国におけるVTuberビジネスの展開                                   |

**(5) 主要な営業所及び工場**（2026年4月30日現在）

|   |   |                               |
|---|---|-------------------------------|
| 本 | 社 | 東京都港区赤坂9丁目7番2号 ミッドタウン・イースト11階 |
|---|---|-------------------------------|

**(6) 従業員の状況**（2026年4月30日現在）

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 677名 | 145名増     | 31.9歳 | 2.5年   |

- (注) 1.従業員数には、派遣社員、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。  
2.平均年齢・平均勤続年数は、小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。  
3.当社は動画コンテンツ関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

**(7) 重要な親会社及び子会社の状況**（2026年4月30日現在）

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。
- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

**(8) 主要な借入先の状況**（2026年4月30日現在）

該当事項はありません。

**(9) その他会社の現況に関する重要な事項**

該当する事項はありません。

## 2. 株式の状況（2026年4月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 230,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 61,128,029株（自己株式1,177,106株を含む）  
(3) 当事業年度末の株主数 32,141名  
(4) 大株主（上位10名）

| 株主名                                                                                              | 持株数         | 持株比率    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|---------|
| 田角 陸                                                                                             | 26,094,626株 | 43.526% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                                                                          | 4,707,300株  | 7.851%  |
| 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント                                                                          | 3,348,210株  | 5.584%  |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）                                                                               | 2,682,800株  | 4.474%  |
| BROWN BROTHERS HARRIMAN (LUXEMBOURG)<br>SCA CUSTODIAN FOR ARCUS FUND SICAV -<br>ARCUS JAPAN FUND | 1,149,400株  | 1.917%  |
| GOLDMAN, SACHS & CO. REG                                                                         | 1,142,522株  | 1.905%  |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE -<br>AC)                                                  | 937,772株    | 1.564%  |
| JP MORGAN CHASE BANK 380055                                                                      | 873,622株    | 1.457%  |
| 株式会社アイライツポート                                                                                     | 669,630株    | 1.116%  |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY<br>505019                                                    | 575,603株    | 0.960%  |

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,177,106株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

|                          | 株式数  | 交付対象者数 |
|--------------------------|------|--------|
| 取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く） | 606株 | 1名     |

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告15頁「3.（5）取締役の報酬等」に記載しております。

### (6) その他株式に関する重要な事項

- ① 自己株式の取得  
2026年1月21日開催の取締役会により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。  
取得した株式の種類及び数 普通株式 1,177,100株  
取得価額の総額 4,999百万円  
取得した期間 2026年1月22日から2026年2月17日まで
- ② 新株予約権の行使  
当事業年度中の新株予約権の行使により発行済株式の総数は57,480株増加いたしました。

### 3. 会社役員の状況

#### (1) 取締役の状況（2026年4月30日現在）

| 会社における地位        | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                     |
|-----------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役       | 田 角 陸   | C E O                                                                       |
| 取 締 役           | 釣 井 慎 也 | C F O                                                                       |
| 取 締 役           | 有 富 丈 之 | 潮見坂総合法律事務所 パートナー<br>株式会社ファーストアドバイザーズ 取締役<br>株式会社ビービット 社外監査役<br>医療法人社団DMH 監事 |
| 取締役常勤監査等委員      | 前 川 俊 策 |                                                                             |
| 取 締 役 監 査 等 委 員 | 山 岡 佑   | 山岡佑公認会計士事務所 代表社員<br>株式会社シクミヤ 代表取締役<br>株式会社F L I G H T S 取締役                 |
| 取 締 役 監 査 等 委 員 | 丸 山 祐 子 | 株式会社グレイスグループ 取締役社長                                                          |

- (注) 1. 取締役有富丈之氏、取締役常勤監査等委員前川俊策氏、取締役監査等委員山岡佑氏及び取締役監査等委員丸山祐子氏は、社外取締役であります。
2. 取締役有富丈之氏は、弁護士資格を有しており、法律に関する専門的な知識と経験を有しております。
3. 取締役常勤監査等委員前川俊策氏は、住友商事株式会社及びその子会社において長く主計・経理部門等に在籍しており、財務及び会計に関する専門的な知見を有しております。
4. 取締役監査等委員山岡佑氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的な知見を有しております。
5. 取締役監査等委員丸山祐子氏は、ITを活用した新規事業開発や事業改革、経営企画、人事等の様々な領域における多角的かつ豊富な経験及び知見を有しております。
6. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社は、重要な会議への出席、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人からの職務の執行状況の聴取、重要な決裁書類の閲覧等を行い、監査等委員会で情報を共有することによって監査の実効性を確保するため、監査等委員である前川俊策氏を常勤の監査等委員として選定しております。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。

### (3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社の取締役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約により、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。

ただし、当該保険契約では、被保険者の犯罪行為や、被保険者が意図的に行った違法行為などに起因する損害賠償請求等は、補填の対象外とされており、役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置が講じられております。

### (5) 取締役の報酬等

#### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2025年6月11日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の個人別の報酬の内容に係る方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は以下のとおりであります。

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材の確保・維持が可能となり、当社取締役に求められる役割と責任に見合ったものとし、従業員に対する処遇との整合性も考慮した適切な水準に基づき支給する。なお、本方針は、委員の過半数と委員長を独立社外取締役とする指名報酬委員会の答申に基づき、当社取締役会において承認決議するものである。

## 2. 報酬の体系

取締役の報酬は、基本報酬としての固定報酬、業績連動報酬としての賞与と譲渡制限付株式報酬で構成する。

ただし、社外取締役等の業務執行を行わない取締役に対しては、業務執行から独立した立場であることから固定報酬のみを支給する。

## 3. 個人別の報酬の決定方法

### (1) 基本報酬（固定報酬）

基本報酬（固定報酬）の決定は代表取締役に委任する。代表取締役は、指名報酬委員会の答申を受けながら、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、担当職務、業績、貢献度等を考慮して、個人別の基本報酬を決定する。

### (2) 賞与（業績連動賞与）

#### ・単年度賞与

2025年4月期事業年度の始期（2024年5月1日）から2027年4月期事業年度の終期（2027年4月30日）までの期間を対象とする、当社の中期経営目標に定める各事業年度ごとの目標となる営業利益の達成率が100%を超えた場合、各事業年度ごとに、2024年6月26日開催の臨時取締役会において決定した一定金額を支給する。

#### ・特別賞与

当社が開示する中期経営目標に定める3か年の目標となる営業利益の達成率が100%を超えた場合、2024年6月26日開催の臨時取締役会において決定した一定金額を支給する。

### (3) 譲渡制限付株式報酬

- ・譲渡制限付株式報酬は、各事業年度において当該定時株主総会終了後、一定の時期に付与する。
- ・譲渡制限付株式報酬の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、取締役の基本報酬（固定報酬）、及び賞与とは別枠で年額20百万円以内、割り当てる株式の種類は普通株式（割当契約において譲渡制限を付したものを）を発行又は処分、その総数は合計で年10,000株以内（ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は分割（株式無償割当を含む。）によって増減した場合、当該上限数はその比率に応じて調整される。）とする。
- ・取締役が付与する譲渡制限付株式の個数については、会社業績、取締役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案して決定するものとする。
- ・譲渡制限付株式の付与については、以下の内容を含む割当契約書（以下「本割当契約書」という。）の締結を条件とするものとする。

(ア) 譲渡制限期間

対象取締役は、以下の期間、本割当契約書により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

- i. 割当株式のうちの半数の株式（以下「本割当第一種株式」という。）については、本割当契約書により割当を受けた日から３年間
- ii. 割当株式のうち、上記 i を除く株式（以下「本割当第二種株式」という。）については、本割当契約により割当を受けた日から当社の取締役を退任するまでの期間

(イ) 譲渡制限の解除

当社は、本割当株式の種別に応じて以下に定める事由を条件として、各譲渡制限期間の満了時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、本割当第一種株式については、譲渡制限期間が満了する前に取締役の地位を喪失した場合には、譲渡制限期間が満了するより前に、その全部又は一部の譲渡制限を解除することができる。

本割当第一種株式：対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったこと

本割当第二種株式：当社の取締役会が正当と認める理由による退任であること

(ウ) 本割当株式の無償取得

対象取締役が、所定の期間の満了前に退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当社は、本割当株式の全部又は一部を当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、上記（イ）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

なお、譲渡制限期間中に法令違反その他当社取締役会が定める事由に該当する場合、割当株式の全部又は一部を当社が無償取得することができるものとする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                      | 報酬等の総額           | 報酬等の種類別の総額       |              |             | 対象となる<br>役員の員数 |
|--------------------------|------------------|------------------|--------------|-------------|----------------|
|                          |                  | 基本報酬             | 業績連動報酬<br>等  | 非金銭報酬<br>等  |                |
| 監査等委員でない取締役<br>(うち社外取締役) | 67百万円<br>(4百万円)  | 44百万円<br>(4百万円)  | 21百万円<br>(－) | 1百万円<br>(－) | 4名<br>(1名)     |
| 監査等委員である取締役<br>(うち社外取締役) | 19百万円<br>(19百万円) | 19百万円<br>(19百万円) | －            | －           | 4名<br>(4名)     |
| 合 計<br>(うち社外役員)          | 86百万円<br>(24百万円) | 63百万円<br>(24百万円) | 21百万円<br>(－) | 1百万円<br>(－) | 8名<br>(5名)     |

(注) 1. 監査等委員でない取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 業績連動報酬等に係る業績指標は「営業利益」であり、2026年4月期の営業利益の実績は20,172百万円であります。当該指標を選択した理由は、中期経営目標に掲げられた各事業年度の経営目標を達成し、以て持続的な企業価値向上に取り組むことを主眼としたためです。

3. 非金銭報酬として、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。上記「譲渡制限付株式」は、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。

4. 監査等委員でない取締役の報酬等の額は、2023年7月28日開催の定時株主総会において年額300百万円以内（うち、社外取締役は年額30百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は、3名（うち、社外取締役は1名）です。

また、金銭報酬とは別枠で、2025年7月29日開催の定時株主総会において、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の額として、年額20百万円以内、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年額10,000株以内と決議しております。

5. 監査等委員である取締役の報酬等の額は、2023年7月28日開催の定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名です。

6. 上記には、2025年7月29日開催の第8期定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員でない取締役1名及び監査等委員である取締役1名を含んでおります。

7. 取締役会は、代表取締役CEO田角陸に対し監査等委員でない取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

- ③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。
- ④ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

## (6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・ 社外取締役の重要な兼職の状況について、3. 会社役員の状況 (1)取締役の状況 (2026年4月30日現在) に記載のとおりであります。なお、兼職先である各法人等と当社との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

|                        | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                       |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 有 富 丈 之            | 当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、出席した取締役会において必要な発言を行い、当社の意思決定に関する法的な妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしておりました。                                                                            |
| 取締役<br>常勤監査等委員 前 川 俊 策 | 当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに、また、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。大手総合商社並びにその子会社における管理部門、内部監査及び監査役等の豊富な経験を活かし、出席した取締役会、監査等委員会において議案審議等に必要な発言を積極的に行い、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしておりました。                  |
| 取締役<br>監査等委員 山 岡 佑     | 当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに、また、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、出席した取締役会、監査等委員会において必要な発言を行い、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしておりました。                                                       |
| 取締役<br>監査等委員 丸 山 祐 子   | 2025年7月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに、また、監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。ITを活用した新規事業開発や事業改革、経営企画、人事等の様々な領域における多角的かつ豊富な経験及び知見を活かし、出席した取締役会、監査等委員会において必要な発言を行い、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしておりました。 |

## 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 22百万円     |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22百万円     |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けております。

このような観点から、当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

具体的には、事業から生み出される利益については、事業費用や設備投資を通じたVTuber事業の成長、株主への還元、将来の投資を見据えた内部留保のバランスを考慮しながら活用していく方針です。

そのうえで、剰余金の配当については配当性向30%以上を目安に安定的かつ継続的に実施することを目指します。

また、自己株式の取得は株式市場及び当社株価の動向等を勘案し機動的に実施してまいります。

これに基づき、当事業年度につきましては、期末配当金を1株当たり40円といたしました。実施済みの中間配当金である1株当たり35円と合わせまして、年間配当金は1株当たり75円であります。

また、当事業年度において、市場買付により自己株式1,177,100株（取得価額総額4,999,803,500円）を取得いたしました。

# 貸借対照表

(2026年4月30日現在)

(単位：百万円)

| 科 目       | 金 額    | 科 目      | 金 額    |
|-----------|--------|----------|--------|
| (資産の部)    |        | (負債の部)   |        |
| 流動資産      | 32,098 | 流動負債     | 9,539  |
| 現金及び預金    | 22,050 | 買掛金      | 1,946  |
| 売掛金       | 5,301  | 賞与引当金    | 544    |
| 商賁        | 4,225  | 役員賞与引当金  | 21     |
| 前払費用      | 443    | 未払金      | 210    |
| その他       | 78     | 未払費用     | 164    |
|           |        | 未払法人税等   | 5,111  |
| 固定資産      | 4,403  | 契約負債     | 453    |
| 有形固定資産    | 2,148  | 預り金      | 102    |
| 建物        | 1,569  | その他      | 984    |
| 減価償却累計額   | △211   | 固定負債     | —      |
| 工具、器具及び備品 | 1,534  | 負債合計     | 9,539  |
| 減価償却累計額   | △743   |          |        |
| 無形固定資産    | 135    | (純資産の部)  |        |
| ソフトウェア    | 135    | 株主資本     | 26,963 |
| 投資その他の資産  | 2,120  | 資本剰余金    | 463    |
| 関係会社株式    | 37     | 資本準備金    | 2,835  |
| 長期前払費用    | 30     | 利益剰余金    | 28,664 |
| 敷金        | 545    | その他利益剰余金 | 28,664 |
| 繰延税金資産    | 1,505  | 繰越利益剰余金  | 28,664 |
| その他       | 1      | 自己株式     | △4,999 |
|           |        | 純資産合計    | 26,963 |
| 資産合計      | 36,502 | 負債・純資産合計 | 36,502 |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年5月 1 日から)  
(2026年4月30日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額    |
|--------------|--------|
| 売上高          | 55,681 |
| 売上原価         | 30,815 |
| 売上総利益        | 24,866 |
| 販売費及び一般管理費   | 4,693  |
| 営業利益         | 20,172 |
| 営業外収益        |        |
| 受取利息         | 36     |
| 補助金収入        | 1      |
| 受取補償金        | 19     |
| その他          | 5      |
| 営業外費用        |        |
| 支払利息         | 0      |
| 為替差損         | 21     |
| 支払手数料        | 16     |
| その他          | 0      |
| 経常利益         | 20,197 |
| 税引前当期純利益     | 20,197 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 7,282  |
| 法人税等調整額      | △1,176 |
| 当期純利益        | 14,091 |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年6月22日

ANYCOLOR株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本 間 洋 一  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 吹 上 剛  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ANYCOLOR株式会社の2025年5月1日から2026年4月30日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年5月1日から2026年4月30日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、代表取締役と定期的に意見交換を行ったほか、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、所管部門から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から監査計画の説明及びその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実  
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当  
該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、  
指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年6月23日

ANYCOLOR株式会社 監査等委員会

監査等委員 前川 俊 策 ㊞

監査等委員 山 岡 佑 ㊞

監査等委員 丸 山 祐 子 ㊞

(注) 監査等委員 前川俊策、山岡佑及び丸山祐子は、会社法第2条第15号及び  
第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第 1 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 3 名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。） 3 名は本定時株主総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、取締役 3 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                                       | 略 歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1          | た ずみ りく<br>田 角 陸<br>(1996年 2 月 3 日)                                                                                                                                                    | 2017年 5 月 当社設立<br>2017年 5 月 当社代表取締役 C E O 就任（現任）<br>2021年 5 月 当社執行役員 就任                                                                                                              | 26,094,626株            |
|            | (取締役候補者とした理由)<br>田角陸氏は当社の創業者であり、創業以来、代表取締役 C E O として強いリーダーシップを発揮し、事業拡大や企業価値向上に寄与してまいりました。豊富な知見・幅広く高い見識を有しており、取締役の責務を適切に果たすことが期待されることから、引き続き取締役候補者としております。                              |                                                                                                                                                                                      |                        |
| 2          | つる い しん や<br>釣 井 慎 也<br>(1987年 3 月 3 日)                                                                                                                                                | 2012年 4 月 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース（現： P w C 税理士法人） 入所<br>2014年 9 月 三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社 入社<br>2019年 5 月 当社入社 執行役員 C F O 就任<br>2019年 7 月 当社取締役 C F O 就任（現任）<br>2021年 5 月 当社執行役員 就任 | 0株                     |
|            | (取締役候補者とした理由)<br>釣井慎也氏は金融分野での豊富な知見と経験を有し、当社入社後は C F O として管理部門を取りまとめ、当社上場及び市場区分変更に向けた基盤づくりに尽力してまいりました。今後もその幅広い知識と経験を活かし、当社の企業価値向上に貢献することが期待されることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。 |                                                                                                                                                                                      |                        |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                  | 氏 名<br>(生 年 月 日)                      | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                           | あり とみ たけ ゆき<br>有 富 丈 之<br>(1984年8月5日) | 2008年9月 長島・大野・常松法律事務所 入所<br>2011年7月 潮見坂総合法律事務所 入所<br>2016年1月 潮見坂総合法律事務所 パートナー就任<br>(現任)<br>2017年12月 株式会社R O X X  社外監査役就任<br>2019年8月 株式会社ファーストアドバイザーズ 取<br>締役就任 (現任)<br>2019年8月 トラベルブック株式会社  社外監査役就<br>任<br>2022年7月 当社社外取締役  就任 (現任)<br>2023年11月 株式会社ビービット  社外監査役就任<br>(現任)<br>2024年3月 医療法人社団DMH  監事就任 (現任) | 0株                |
| (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)<br>有富丈之氏は、弁護士としてM&Aや各種ファンド組成など金融分野での活躍に加え、各種企業の法律顧問を務める等して、コーポレート・ガバナンス、IT、個人情報保護法を含む多岐にわたる領域で多くの企業を支援してきた経験を背景に、当社の取締役として、その高度なリーガルの知見を当社の経営戦略や事業展開に反映していただけることが期待されることから、引き続き社外取締役候補者としております。 |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                   |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 上記取締役候補者の「所有する当社の株式数」は、2026年4月30日時点のものであります。
3. 有富丈之氏は、社外取締役候補者であります。
4. 有富丈之氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役に就任してからの年数は、本総会の終結の時をもって4年であります。
5. 当社は、有富丈之氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏が選任された場合、同氏との当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である当社の取締役がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填されません。）。各候補者が取締役を選任され就任した場合は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、有富丈之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「譲渡制限付株式報酬」により構成されており、このうち「譲渡制限付株式報酬」につきましては、2025年7月29日開催の第8回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき導入したものです（同株主総会におけるかかる承認決議を以下「前回決議」という。）。

前回決議では、2023年7月28日開催の第6回定時株主総会においてご承認いただきました年額300百万円以内（うち社外取締役30百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とは別枠で、対象取締役に対し、以下のとおり譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をいただきました。

- i. 対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、年額20百万円以内とすること。
- ii. 対象取締役は、付与された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付して当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる普通株式の総数は年10,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとする。）とすること。
- iii. 1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とすること。
- iv. 各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定すること。

前回決議の際にご説明しましたとおり、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）は、対象取締役に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としておりますが、当社は、社外取締役を過半数とする任意の指名報酬委員会からの助言を踏まえ、当社が東証プライム上場企業として次なる成長フェーズに向かい、持続的な高い利益成長と企業価値向上を実現するため、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容を本議案後掲の【ご参考】に記載のとおり変更することについて、2026年6月24日開催の取締役会において決議しております。

そこで、本制度に関する上記 i. 及び ii. の内容を以下のとおり改定（以下「本改定」という。）することにつきご承認をお願いいたします。

- i. 対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、年額200百万円以内とすること。
- ii. 対象取締役は、付与された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付して当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる普通株式の総数は年100,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとする。）とすること。

以上の改定のほか、本制度の内容に変更点はございません。本議案の内容は、本制度の目的（上記のとおり。）を達成するために必要かつ合理的な内容となっておりますので、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は2名となります。

本議案による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。なお、以下（1）から（5）の内容につきましては、前回決議の内容から変更点はございません。

#### （1）譲渡制限期間

対象取締役は、以下に定める期間（以下、個別に又は総称して「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。なお、以下 i の株式を以下「本割当第一種株式」、以下 ii の株式を以下「本割当第二種株式」という。

- i. 本割当株式のうちの半数の株式については、本割当契約により割当てを受けた日から3年間
- ii. 本割当株式のうち、上記 i を除く株式については、本割当契約により割当てを受けた日から当社の取締役を退任する日までの期間

#### （2）譲渡制限の解除

当社は、本割当株式の種別に応じて以下に定める事由を条件として、各譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、本割当第一種株式については、譲渡制限期間が満了する前に取締役の地位を喪失した場合には、譲渡制限期間が満了するより前に、その全部又は一部の譲渡制限を解除することがある。

本割当第一種株式：対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったこと

本割当第二種株式：当社の取締役会が正当と認める理由による退任であること

(3) 本割当株式の無償取得

対象取締役が、所定の期間の満了前に退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式の全部又は一部を当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

以 上

## 【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

### 1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、企業業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材の確保・維持が可能となり、当社取締役に求められる役割と責任に見合ったものとし、従業員に対する処遇との整合性も考慮した適切な水準に基づき支給する。なお、本方針は、委員の過半数と委員長を独立社外取締役とする指名報酬委員会の答申に基づき、当社取締役会において承認決議するものである。

### 2. 報酬の体系

取締役の報酬は、基本報酬としての固定報酬、業績連動報酬としての賞与及び中長期インセンティブ報酬としての譲渡制限付株式報酬で構成する。

ただし、社外取締役等の業務執行を行わない取締役に対しては、業務執行から独立した立場であることから固定報酬のみを支給する。

### 3. 個人別の報酬の決定方法

#### （1）基本報酬（固定報酬）

基本報酬（固定報酬）の決定は代表取締役に委任する。代表取締役は委員の過半数と委員長を独立社外取締役とする指名報酬委員会の答申を受け、各取締役の担当職務、業績、貢献度、及び人事評価結果を考慮して役割の大きさに応じた階層を決定する。個人別の基本報酬は、当該決定された階層等に応じて報酬テーブルに定められた金額を基礎とし、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で支給する。なお、この階層等の見直しは、個人の人事評価結果に従い、原則として年1回の頻度で行い、一定割合の報酬金額の増額（又は減額）改定を行う仕組みを導入する。なお、2026年8月分から2027年7月分までの基本報酬（固定報酬）は、改定前の方針及び手続きに基づき、代表取締役が指名報酬委員会の答申を受けて決定するものとする。

#### （2）賞与（業績連動賞与）

当社は、中長期目標へのインセンティブ体系を見直す一環として、従来の中期経営目標連動型「特別賞与」を将来に向かって撤廃する。ただし、2027年6月頃に支給する特別賞与までは、改定前の決定に基づく経過措置として、支給要件を満たす限りにおいて別枠で、2024年6月26日開催の臨時取締役会において決定した一定額を支給する。

単年度賞与は、経営執行陣の短期目標達成及び株主価値連動の実現のため、全社業績（営業利益成長率等）の目標達成度、及び個人の業績・役割評価の達成度等に応じて、同達成度ごとに設定された業績連動係数及び個人評価係数に基づき、報酬テーブルに定める基準額の範囲内で支給する。なお、2027年6月頃に支給する単年度賞与までは、改定前の方針及びフローに基づき、2024年6月26日開催の臨時取締役会において決定した一定額を支給する。

### （3）譲渡制限付株式報酬

- ・譲渡制限付株式報酬は、各事業年度において当該定時株主総会終了後、一定の時期に付与する。
- ・譲渡制限付株式報酬の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、取締役の基本報酬（固定報酬）、及び賞与とは別枠で年額200百万円以内、割り当てる株式の種類は普通株式（割当契約において譲渡制限を付したものを）を発行又は処分、その総数は合計で年100,000株以内（ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は分割（株式無償割当を含む。）によって増減した場合、当該上限数はその比率に応じて調整される。）とする。
- ・取締役が付与する譲渡制限付株式の個数については、会社業績、取締役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案して決定するものとする。
- ・譲渡制限付株式の付与については、以下の内容を含む割当契約書（以下「本割当契約書」という。）の締結を条件とするものとする。
- ・なお、2026年9月に付与（交付）する譲渡制限付株式報酬は、改定前の方針に基づき、取締役会の決議による承認を経て付与する。

### （ア）譲渡制限期間

取締役は、以下の期間、本割当契約書により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

- i. 割当株式のうちの半数の株式（以下「本割当第一種株式」という。）については、本割当契約書により割当を受けた日から3年間
- ii. 割当株式のうち、上記 i を除く株式（以下「本割当第二種株式」という。）については、本割当契約により割当を受けた日から当社の取締役を退任するまでの期間

### （イ）譲渡制限の解除

当社は、本割当株式の種別に応じて以下に定める事由を条件として、各譲渡制限期間の満了時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、本割当第一種株式については、譲渡制限期間が満了する前に取締役の地位を喪失した場合には、譲渡制限期間が満了するより前に、その全部又は一部の譲渡制限を解除することができる。

本割当第一種株式：取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったこと

本割当第二種株式：当社の取締役会が正当と認める理由による退任であること

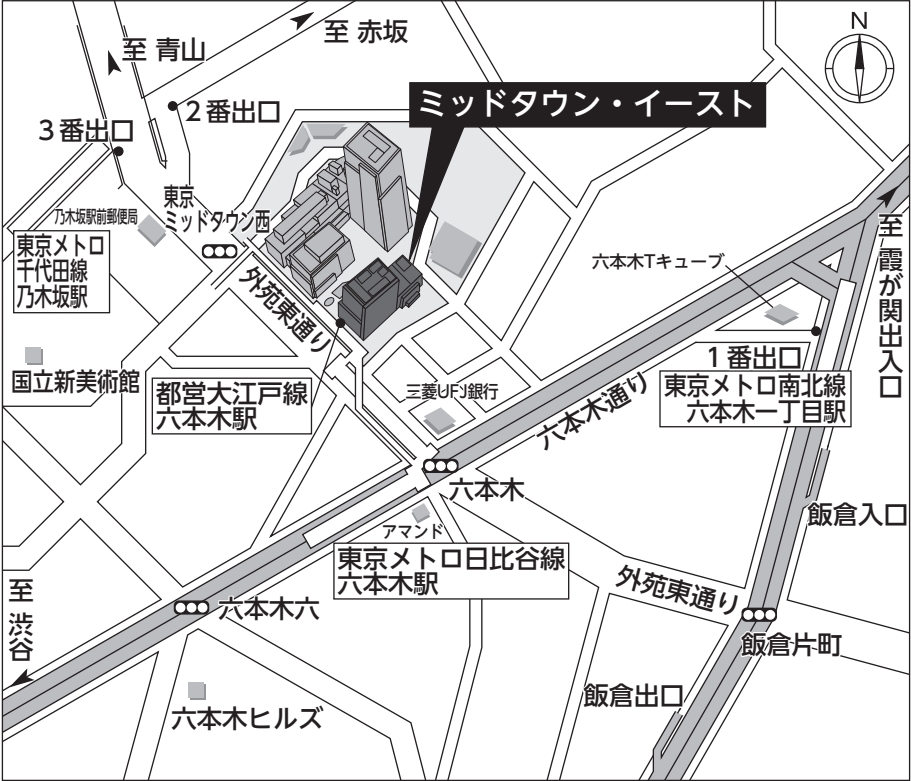
(ウ) 本割当株式の無償取得

取締役が、所定の期間の満了前に退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当社は、本割当株式の全部又は一部を当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、上記（イ）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

なお、譲渡制限期間中に法令違反その他当社取締役会が定める事由に該当する場合、割当株式の全部又は一部を当社が無償取得することができるものとする。

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区赤坂九丁目7番2号  
東京ミッドタウン・ホールB  
(ミッドタウン・イースト内)



|     |         |           |                                   |
|-----|---------|-----------|-----------------------------------|
| 最寄駅 | 六本木駅    | 都営大江戸線    | ： 8 番出口より直結                       |
|     |         | 東京メトロ日比谷線 | ： 4 a 出口側から地下通路を経由し、<br>8 番出口より直結 |
|     | 乃木坂駅    | 東京メトロ千代田線 | ： 3 番出口より徒歩約 3 分                  |
|     | 六本木一丁目駅 | 東京メトロ南北線  | ： 1 番出口より徒歩約 10 分                 |